

早川幸子さんの

12月支給分から老齢基礎年金が減額されます



10月から公的年金の支給額が1%減額された。自営業などで、20～60歳の間、国民年金の保険料をすべて払った場合、これまで年に78万6,500円受け取っていた老齢基礎年金が、77万8,500円になる。実際に減額されるのは、10、11月分の年金を受け取る12月支給分からで、ひと月あたりの減額は66円だ。

年金額は、物価や賃金の変動に応じて、毎年、改定されることが多い。物価が上昇すれば年金額も上がり、下落すれば下がる「物価スライド制」という仕組みが適用されている。日本経済はデフレ傾向だったため、本来なら年金額も、日々の物価の下落に合わせて引き下がれるはずだった。物価が下がれば、年金額が下がっても、年金の実質的な価値は変わらない。とはいえ、人が経済や家計を実感するのは、名目の世界。見た目の年金額を引き下げれば、高齢者の反発を招くと考えた政府・与党は、特例法を設けて、2000～02年度の3年間、物価スライド制を凍結し、物価下落に伴つて引き下げるべきところを据え置いてきた。こ

実質的な価値は今後も縮小

年金問題に詳しい社会保険労務士の東海林正昭氏は、今回の改正は「年金額を本来の水準に引き下げる」として、悪化する年金財政を助け、世代間の公平を図った」と解説する。

ただ、いきなり2・5%引き下げる「ギリギリのところ」で生活している人などへの影響が大きいため、3年間かけて本来の水準に近づけていく。物価や賃金の変動がなければ、14年4月にさらに1%、15年4月に0・5%引き下げる予定になっている。

減額幅は、自営業など国民年金受給者で年約2万円、会社員など厚生年金受給者では夫婦で約7万円（現役時代の平均月



フリーライター。1968年生まれ。身近なお金の話題を中心に執筆し、ダイヤモンド・オンラインに「医療費の裏ワザと落とし穴」を連載中。「日本の医療を守る市民の会」発起人。

のため、現在の受給者は本来より2・5%多い年金を受け取っている。「もういすぎ」の累計は7兆円にのぼる。

年金に加入、妻が専業主婦の場合になると、

だが、引き下げは、これだけでは終わらない。

「もういすぎ」が解消されても、「マクロ経済スライド」の運用が始まれば、年金額は物価の伸びほど上がらなくなる

だ。

マクロ経済スライドが運用されて、物価上昇分に満たない引き上げだけが続けば、見た目の年金額はかるうじて増えても、年金の実質的な価値はどんどん下がっていくことになる。蓄えがなければ、厳しい家計運営を強いられる人も出てくるはずだ。

年金減額時代を乗り切るためにも、まずは家計費の総点検を始めてみよう。使っていないクレジットカードを解約したり、生命保険を見直したりするだけでも節約できる可能性はある。



イラスト・深川直美

運用されれば、次のような場面で威力を發揮する。たとえば、65歳になって最初に年金を受け取る人の年金額は、前年に65歳だった人の年金額に一定の伸び率をかけて決めるが、賃金の伸びから「一定率」を差し引いた分しか増やさないようにするのだ。

一定率は、保険料を払う現役世代の年金加入者の減少率と、年金を受け取る期間が長くなることを意味する平均余命の伸び率を勘案してはじく。「0・9%程度とされており、賃金上昇率が2・1%なら、0・9%を引いた1・2%しか増えないことになる。